

みたかシティバス運賃内容の一部改定について

1 概要

令和7年4月1日より、障がい者用交通系ＩＣカードの発行対象者に精神障害者手帳所持者が追加されたことに伴い、小田急バス株式会社において、従来の精神障害者手帳所持者への割引ルールの変更を実施した。これに併せ、みたかシティバスのうち小田急バス株式会社が運行する系統について、同様にルールの改定を行った。

2 対象系統

みたかシティバス北野、三鷹台、明星学園、三鷹の森ジブリ美術館循環の各ルート

3 改定内容（精神障害者手帳所持者への割引）

(1) 割引適用対象

〈改定前〉	〈改定後〉
・東京都発行の手帳	・ <u>全国自治体発行</u> の手帳

(2) 割引内容

〈改定前〉		〈改定後〉	
旅客運賃減額記載の種別	割引内容	旅客運賃減額記載の種別	割引内容
区分なし	本人のみ 運賃 50%割引	第1種	本人および介護者 運賃 50%割引
		第2種	本人のみ 運賃 50%割引

4 改定日

令和7年6月1日

5 その他

- 本件については、令和7年4月に運賃協議部会を书面開催し、承認を得た。
- みたかシティバス新川・中原ルートについては、運行事業者が異なるため、ルールの改定は行わない。